

社会福祉法人 幡多手をつなぐ育成会
役員・評議員・委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幡多手をつなぐ育成会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づき、役員及び評議員並びに委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、主たる事務所において週平均3日、月平均12日以上を基準（以下「基準勤務日」という。）に法人の業務に従事する理事長及び業務執行理事をいう。ただし、基準勤務日未満で、法人業務に従事することを理事会で承認許可された理事長は、非常勤役員とする。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (4) 特命担当理事とは、理事会の特命により、特定の法人業務に従事する非常勤の理事をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 委員とは、定款第6条に基づき置かれる評議員選任・解任委員をいう。
- (7) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬をいう。
- (8) 費用弁償とは、会議への出席及び会議以外の法人業務に出務したことに伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員の報酬は月額とし、年間報酬総額に定める金額の範囲で、別表に定める額を支給する。出務に係る費用及び賞与等の手当は職員給与規程に準じて支給する。

2 非常勤の役員等の報酬は日額とし、会議への出席、監査の実施及びこれら以外の法人業務に出務した時、年間報酬総額に定める金額の範囲で、別表に定める報酬を支給する。また、これら会議への出席及び出務に係る費用は実費で支給する。

3 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事及び委員に対しては、本規程に基づく報酬及び費用（以下「報酬等」という。）は支給しないものとする。ただし、理事長及び業務執行理事を兼務する職員に限り、職員給与に加えて別表の報酬を支給する。

(支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、現金で支給することとし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。ただし、常勤役員の報酬及び賞与の支給方法に関しては、職員給与規程に準じて支給する。

2 報酬等は、本人から申し出があった場合には本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公 表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 6月12日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成22年10月16日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成25年 3月16日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。(一部改正)

この規程は、令和 6年 7月 1日から施行する。(一部改正)

この規程は、令和 7年 6月27日から施行する。(一部改正)

この規程は、令和 7年12月19日から施行し、令和 7年12月1日から適用する。

(一部改正)

(別表)

職 名		業務内容	報酬額 (1人当たり)	年間報酬総額	定 款
常勤役員	理事長	主たる事務所において法人業務に従事 (週平均3日、月平均12日)	月額 100,000円	1,200,000円	定款第 21 条により評議員会で定める総額の範囲
	業務執行理事	主たる事務所において法人業務に従事 (週平均3日、月平均12日)	月額 144,000円	2,400,000円	
非常勤役員	理 事	理事会、評議員会への出席	日額 7,000円	400,000円	
		上記以外の法人業務のための出務	日額 10,000円		
	監 事	理事会、評議員会への出席、監査業務	日額 7,000円	200,000円	
		上記以外の法人業務のための出務	日額 10,000円		
評議員		評議員会への出席	日額 7,000円	250,000円	
		上記以外の法人業務のための出務	日額 10,000円		
評議員選任・解任委員		選任・解任委員会への出席	日額 7,000円	30,000円	総額100万円を超えない範囲 (定款第8条)